官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一九）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二〇）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二一）　三
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項に基づく登録施設利用促進機関の代表者の氏名の変更の届出があった件（**文部科学**九三）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**七七〇）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**七七一）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**七七二）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**七七三）　五
〔その他告示〕
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の代表者を変更する件（**国土交通**七〇三）　五
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の廃止をした件（**観光庁**一一）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**八九、九〇）　六
○道路に関する件（**中部地方整備局**五四、五五）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**九四）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**茨城県公安委**四四）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**岐阜県公安委**六）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**愛知県公安委**一一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**三重県公安委**一五）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**滋賀県公安委**七〇）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**京都府公安委**八九）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**大阪府公安委**二五八）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**兵庫県公安委**一二三）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
労　働
中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
国家試験
令和八年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九七）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分関係　二
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第十九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分二厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分九厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分九厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分九厘
五年を超え六年以下	年二分五毛
六年を超え七年以下	年二分一厘五毛
七年を超え八年以下	年二分二厘五毛
八年を超え九年以下	年二分三厘五毛
九年を超え十年以下	年二分四厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分五厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分六厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分九厘五毛
十七年を超え十八年以下	年三分五毛
十八年を超え二十五年以下	年三分一厘

償還期限	利率
五年以下	年一分八厘
五年を超え六年以下	年一分八厘五毛
六年を超え七年以下	年一分九厘五毛
七年を超え八年以下	年二分五毛
八年を超え九年以下	年二分一厘五毛
九年を超え十年以下	年二分二厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分四厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分七厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分八厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分九厘
五年を超え六年以下	年二分五毛
六年を超え七年以下	年二分一厘五毛
七年を超え八年以下	年二分二厘五毛

償還期限	利率
五年以下	年一分八厘
五年を超え六年以下	年一分八厘五毛
六年を超え七年以下	年一分九厘五毛
七年を超え八年以下	年二分五毛

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・三五パーセントを超える場合は、年四・三五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・〇五パーセントを超える場合は、年四・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。

八年を超え九年以下	年二分三厘五毛	年二分一厘五毛
九年を超え十年以下	年二分四厘五毛	年二分二厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分五厘五毛	年二分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分六厘五毛	年二分四厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分七厘五毛	年二分五厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分八厘五毛	年二分六厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分九厘五毛	年二分七厘五毛
十七年を超え十八年以下	年三分五毛	年二分八厘
十八年を超え三十五年以下	年三分一厘	（新設）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十一号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・三五パーセントを超える場合は、年四・三五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・〇五パーセントを超える場合は、年四・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。

八年を超え九年以下	年二分一厘五毛	年二分一厘五毛
九年を超え十年以下	年二分二厘五毛	年二分二厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分三厘五毛	年二分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分四厘五毛	年二分四厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分五厘五毛	年二分五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分六厘五毛	年二分六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分七厘五毛	年二分七厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分八厘	（新設）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第九十三号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項に規定する登録施設利用促進機関の代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和八年六月十八日

文部科学大臣　松本　洋平

一　登録番号　第〇〇二号

二　登録施設利用促進機関の名称　一般財団法人　総合科学研究機構

三　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録施設利用促進機関の代表者の氏名	理事長　横溝　英明	理事長　金谷　利治

四　変更年月日　令和八年六月十七日

○農林水産省告示第七百七十号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分一厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年三分一厘以内となる資金にあっては、年四分三厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分八厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分八厘以内となる資金にあっては、年四分五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百七十一号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号及び第三条第四項の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分一厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分一厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分一厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分一厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分一厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分一厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分一厘

資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分八厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分八厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分八厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分八厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分八厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分八厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分八厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分八厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分八厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分八厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分八厘

改正後	改正前
（利子補給率の上限） **第八条**　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年五毛とする。	（利子補給率の上限） **第八条**　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百七十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分一厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分八厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百七十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年五毛とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○国土交通省告示第七百三号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百十四号の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（四）　（略） （五）　法人である場合の代表者の氏名　長谷川貴彦 （六）～（九）　（略）	（一）～（四）　（略） （五）　法人である場合の代表者の氏名　鈴川哲夫 （六）～（九）　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月十八日から施行する。

○観光庁告示第十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、株式会社A．J．C（登録研修機関第五十三号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月十八日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年五月三十一日

三　研修業務を廃止しようとする理由　会社業務内容変更のため

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十八日

東北地方整備局長　西村　拓

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奥州市水沢真城字土手根一〇四番一から同市水沢真城字上野一八三番一まで	前	二一・五七～七三・五七メートル	〇〇・五七五キロメートル
	後	二二・八四～七三・五七メートル	〇・五七五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	奥州市水沢真城字土手根一三四番六から同市水沢真城字中林七一番まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十八日

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一八まで	前	B A 九・六〇～一二〇・〇〇	一七・四三二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 九・七五～一七六・〇〇 九・六〇～一二〇・〇〇 九・七五～一七六・〇〇	一一・六八八 一七・四三二 一一・六八八	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	四日市市山之一色町字穴田五一六番五から同市西坂部町字御館一九四七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十八日

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
滋賀県蒲生郡竜王町大字西横関字堂田一六一番一から同町大字西横関字碓ヶ元九五三番まで	前	一一・七三～二一・八四	〇・二三四
	後	一二・五八～三七・五〇	〇・二三四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○茨城県公安委員会告示第四十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

茨城県公安委員会委員長　白川　洋子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年九月二十日まで

○岐阜県公安委員会告示第六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年九月二十日まで

○愛知県公安委員会告示第十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年九月二十日まで

○三重県公安委員会告示第十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで

○滋賀県公安委員会告示第七十号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
　令和八年六月十八日
　滋賀県公安委員会委員長　北村　嘉英
一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで

○京都府公安委員会告示第八十九号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
　令和八年六月十八日
　京都府公安委員会委員長　池坊　由紀
一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで

○大阪府公安委員会告示第二百五十八号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
　令和八年六月十八日
　大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治
一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで

○兵庫県公安委員会告示第百二十三号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。
　令和八年六月十八日
　兵庫県公安委員会委員長　髙見澤惠美子
一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　指定の期限　令和八年六月二十日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年九月二十日まで

国会事項

衆議院

議案提出

　六月十六日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
　国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
　自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外二名提出）
　自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外二名提出）
　国旗の損壊等の処罰に関する法律案（松野博一外十六名提出）

議案送付

　六月十六日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
　郵政民営化法等の一部を改正する法律案
　国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
　又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
　刑事訴訟法の一部を改正する法律案
　ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

議案通知

　六月十六日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西村智奈美外三名提出）

答弁書受領

　六月十六日内閣から次の答弁書を受領した。
　衆議院議員早稲田ゆき提出技能実習生など外国人女性の妊娠・出産に関する問題への対応に関する質問に対する答弁書
　衆議院議員早稲田ゆき提出留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する質問に対する答弁書

報告書受領

　六月十六日内閣から次の報告書を受領した。
　食育基本法第十五条の規定に基づく「令和七年度食育推進施策」に関する報告

参議院

議事日程

　六月十七日の議事日程は次のとおり。
　議事日程　第二十二号
　令和八年六月十七日（水曜日）
　午前十時開議
　第一　令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

第二　令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
第三　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　民法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

六月十六日衆議院から次の議案が提出された。
郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆第一三号）
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）

議案受領

六月十六日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）
また、同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（閣法第五八号）

議案受領（予備審査）

六月十六日衆議院から次の議案が送付された。
国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第一五号）

議案撤回

六月十六日議員から次の議案が撤回された。
刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣外三名発議）（参第七号）

議案撤回通知

六月十六日議長は、四月六日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。
刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣外三名発議）

通知書受領

六月十六日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西村智奈美外三名提出）

報告書提出

六月十六日委員長から次の報告書を提出した。
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）審査報告書
著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）審査報告書
民法等の一部を改正する法律案（閣法第四三号）
審査報告書
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）
審査報告書

報告書受領

六月十六日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「令和七年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

（農林水産省輸出・国際局国際経済課長）農林水産事務官　伊藤　哲也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　近藤　信
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上六月十六日）

法務省

法制審議会委員に任命する（各通）
大澤　裕　原田　剛
大内　政太
法制審議会委員を免ずる（以上六月十五日）

○定年退官
福島区検察庁副検事松本公祐は、検察庁法第二十二条第一項の規定により六月十六日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙勲

旭日小綬章を授ける
井上　和惠　青野　直
旭日双光章を授ける（各通）
秋山　茂治　佐藤　兼昭
石垣　勝義　荒木　伯
石渡　宇紘　石山　義春
伊波　安雄　井上　滿
宇都宮忠利　今井　均　内布　一郎
北久保和夫　大高　治雄　川村　輝雄
篠川　源次　倉　昭利　佐藤　芳男
関田　勇人　鈴木　春光　鈴木　忠夫
高山　泰治　曽根原睦人　高木　利治
田之脇　厚　堤　保則　田中　正樹
中野　衞一　中村宗之進　中東　悠介
西田文磨呂　原口　博已　長野　操
松井　晴夫　三ツ谷陸孝　村田　弘義
森永　人三　柳瀬　厚則　山下　勝一
吉村　信
旭日単光章を授ける（各通）
関野杜滋子

瑞宝中綬章を授ける
秋元　正英　浅見　仁　稲垣　年昭
伊能　重憲　岩崎　準利　岩野　安博
江竜　喜之　岡田　清光　賀澤　裕三
佐藤　公夫　中西　英輔　松井　勝美
松本　勝次　吉岡　卓朗　吉川　勝
瑞宝小綬章を授ける（各通）
會津　隆司　赤嶺　保則　浅木　稔之
足立　君子　新井　梅子　荒木　耀子
新崎　直恒　安藤　憲一　池田　眞祥
石坂　迪郎　石原亀千代　礒　義雄
板垣　重雄　一町田　工　伊藤　怨子
伊藤　勝　伊藤　睦美　魚路　和男
宇佐美矩弘　碓井　惠子　内田　正雄
内村　良洋　海野　治文　大岩　進
大江　正隆　大北喜代壽　大島喜八郎
太田　悦子　大塚　良一　大西　義隆
大野　忠康　大森　正久　岡　淑子
岡崎　八郎　岡部　富雄　小笠原良孝
小倉　秀麿　小野　英雄　河西　洋子
片山　蓉子　嘉手川　穎　加藤　元一
門脇　良一　川合　幸弘　川内　賢治
川崎　順二　川津　健　河野　充夫
神田　六郎　木島　千惠　木下　伸清
木村　聖布　木村　佳生　喜屋武隆徳
久保田鍠一　纐纈　實藏　齋藤　俊幸
左田本卓雄　佐野　公昭　渋谷　邦雄
下神　幸作　神納　秀夫　鈴木　春男
鈴木　庸一　須藤　清　瀬田　勝之
高石　久光　高木　雄一　高橋　輝雄
滝　滋　竹野谷　晃　田中　幸雄
坪井　勇　中尾ワキ子　中澤　崇浩
中村　敦英　夏目　正任　西　雅雄
野中　孝司　橋本　利和　原　日出雄
廣重　毅　福田銑三郎　藤本　巖
古川　悦男　堀　信一　松尾　和弘
三井　一平　三宅　良昌　麦田　博之
矢形　和次　八文字孝憲　山原　惠子
横内　藤男　吉野　實衛　米田　友和
渡邉　修祐　蕨　周次
瑞宝双光章を授ける（各通）
飯田　英夫　岡村　明　林　政夫
瑞宝単光章を授ける（各通）
栗木　基晴　河野　喬一　小堺シサ子
小西　秀範　近藤　幸　齋藤　雅之
齋藤　敏明　佐々木幸男　佐藤　清正
佐藤　良平　塩澤　守雄　島　昭子
嶋田　淑　新藤　知織　鈴木　和人
鈴木　治麿　鈴木　政春　関　勝久
高辻　勲　武田　嘉之　多々良法生
土平　博司　友杉　護　中里　直之
中野　進　長坂　隆治　西　司郎
野田　憲雄　羽柴　俊明　早川　毅
廣澤　光雄　深澤　晃　藤野　周助
麓　善勝　古橋　義弘　牧野　八重
三浦　一浩　宮城　富博　宮本　善次
森本　賢　柳沼　秀雄　山口　榮次
山本　宣吉　吉田多美雄　米島　主計
渡部　功　渡邉　幸隆
黒田　幸弘　河本　敦　児玉　滲
小林　英郷　齋藤　敏明　佐々木幸男
佐藤　良平　塩澤　守雄　嶋田　淑
新藤　知織　鈴木　和人　鈴木　政春
関　勝久　高辻　勲　武田　嘉之
多々良法生　土平　博司　友杉　護
中里　直之　中野　進　長坂　隆治
西　司郎　野田　憲雄　羽柴　俊明
早川　毅　廣澤　光雄　深澤　晃
藤野　周助　麓　善勝　古橋　義弘
牧野　八重　三浦　一浩　宮城　富博
宮本　善次　森本　賢　柳沼　秀雄
山口　榮次　山本　宣吉　吉田多美雄
米島　主計　渡部　功　渡邉　幸隆
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩井川正雄　川中　陽逸　丸尾　幸子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月一日）
上田　將　櫻井　節子　和田　薫

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、バーレーンの新年につき、六月十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エジプトの新年につき、六月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、クウェートの新年につき、六月十六日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、アラブ首長国連邦の新年につき、六月十六日同国大統領ムハンマド殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

次表に掲げる中央労働委員会の地方調整委員について、令和８年９月30日をもって任期が満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、資格のある労働組合、使用者団体又は行政執行法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する行政執行法人をいう。記１⑵において同じ。）は、下記により、それぞれ労働者を代表する地方調整委員又は使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

区　域	委員区分	氏　　名
東　日　本	労働者代表	八重樫　豊
		小野寺広太
		河内　浩一
		渡部　昭彦
	使用者代表	沖園　一広
		貝守　真一
		三和　千之
西　日　本	労働者代表	上野　正人
		古賀　信弘
		篠原　英司
		浅野　浩二
	使用者代表	森口　一彦
		伊藤　惠介

令和８年６月18日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦者資格

⑴　労働者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有する者は、労働組合法第19条の３第２項に規定する行政執行法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。

⑵　使用者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有する者は、行政執行法人又は２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体であること。

２　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１又は２による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、労働組合にあっては、当該労働組合が、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

４　推薦書類の提出期限　令和８年７月23日

５　推薦書類の提出先　厚生労働省労働基準局労働関係法課　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎第５号館）

別記様式１

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者職氏名）

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○日本区域の労働者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

別記様式２

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体又は行政執行法人名

（代表者職氏名）

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○日本区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

国　土　交　通

令和８年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和８年６月18日

観光庁長官　村田　茂樹

１．試験の種類

国内旅行業務取扱管理者試験

２．試験地

47都道府県

３．試験日時

令和８年９月３日(木)から同年９月25日(金)までの間で、受験者が選択した日時

４．試験科目

試験は、次に掲げる科目について、ＣＢＴ（Computer Based Testing）による方法（コンピューター上に試験問題を表示し、コンピューターから解答を入力する方法）で実施する。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　国内旅行実務

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理

５．受験手続

⑴　受験申請の方法及び受付期間

一般社団法人全国旅行業協会が指定するウェブサイトより申請することとし、令和８年６月18日（木）から同年７月15日（水）までに申請されたものに限り受け付ける。

⑵　受験手数料等

ア．試験を受けようとする者は、受験申請の際に受験手数料8,000円及びシステム利用料660円を、一般社団法人全国旅行業協会が指定する方法により支払うこと。

イ．受験手数料等は、受験手続が完了した後は返還しない。

⑶　受験予約完了メール

受験申請及び受験手数料等の支払をした者には、受験予約完了メールを送信する。

６．試験の一部免除

⑴　地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者

ア．地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者は、４．に掲げる試験科目のうち⑴の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証のデータを提出すること。

⑵　令和７年度又は令和８年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者

ア．一般社団法人全国旅行業協会が令和７年度又は令和８年度に実施した国内旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度又は令和８年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了番号を入力し、修了証書のデータを提出すること。

⑶　令和７年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．令和７年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度国内旅行業務取扱管理者試験の科目合格番号を入力し、結果通知書のデータを提出すること。

⑷　地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者で、令和７年度若しくは令和８年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者又は令和７年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者で、令和７年度若しくは令和８年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了者又は令和７年度国内旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者は、４．に掲げる試験科目のうち⑴及び⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証のデータ及び令和７年度若しくは令和８年度の国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書のデータ又は令和７年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書のデータを提出すること。

７．合格者の発表

合格者の発表は、令和８年10月16日（金）（予定）に、ウェブサイト上に設定する個人ページで試験結果を通知する。

８．合格証の交付

令和８年10月30日（金）（予定）に、合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

９．試験事務の代行

この試験の事務は、旅行業法第69条第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人全国旅行業協会

住所　〒107―0052　東京都港区赤坂四丁目２番19号　赤坂シャスタイーストビル

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

10．その他

試験の実施については変更があり得るため、その場合は、一般社団法人全国旅行業協会のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社クロサイ
２．本店所在地　奈良県生駒市小明町541番３号　池田ビル２－Ｂ号室
３．登録番号　近畿財務局長（金商）第415号
４．登録年月日　令和３年１月29日
５．行政処分の年月日　令和８年６月１日
６．行政処分の内容　新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結を令和８年６月１日から同年８月31日まで停止すること。

令和８年６月18日

近畿財務局長　坂口和家男

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０２７号

東京都渋谷区神山町31番５－202号

清算株式会社　クイックエクスペリエンス株式会社

１　決定年月日　令和８年６月４日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第５号

岡山県備前市日生町日生６３９番地の３４

清算株式会社　株式会社ＫＩＳ

１　決定年月日　令和8年6月4日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１１号

埼玉県飯能市大字芦苅場３２０番地

清算株式会社　飯能管理株式会社

代表清算人　大　平　洋　一

１　決定年月日　令和８年６月３日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（ヒ）第２３号

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬４６２７番地２

清算株式会社　株式会社やまみず

代表清算人　　若林　定之

１　決定年月日　令和８年６月４日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１１号

新潟県長岡市十二潟町５３４番地４９

清算株式会社　株式会社東洋冶金

１　決定年月日　令和８年６月３日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

新潟地方裁判所長岡支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００３号

東京都品川区戸越３丁目１番17号

清算株式会社　ＨＥＬＬＯｔｒａｄｉｎｇ株式会社

代表清算人　橋本　潔

１　決定年月日　令和８年６月３日

２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　弁済の方法

清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定に基づく弁済を協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。

２　端数の処理

割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。

３　遅延損害金及び利息の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権のうち、利息及び遅延損害金等、元本以外の金額について、本協定認可決定確定時にその債務を全額免除する。

４　協定債権の弁済及び残額の免除

（１）　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、全資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資総額として、第３項による免除を受けた後の協定債権の債権額（別紙債権元本額）により按分した金額を弁済として支払う。

（２）各協定債権者は（１）の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の元本総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

５　追加弁済

第４項（１）による弁済後、新たに清算株式会社の財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、必要な費用を控除した残額を追加弁済総額として、これを第４項（２）により、免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額に基づき按分した額を追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第４項（２）による免除の効力は失われるものとする。

以　上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

再生債権の特別調査期間

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

			小規模個人再生による再生手続廃止
			給与所得者等再生による再生手続開始
		小規模個人再生による再生計画不認可	給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和八年六月十八日
京都市東山区大和大路通四条下る四丁目
小松町五五七番地四パレ祇園七〇四号
（甲）春好不動産株式会社
代表取締役　阿部美由紀
京都市東山区大和大路通四条下る四丁目
小松町五五七番地四パレ祇園七〇四号
（乙）春好観光株式会社
代表取締役　阿部美由紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十八日
山形県山形市幸町二―九ダイワロイネットホテル山形駅前一Ｆ二Ｆ
合同会社プラグイン
代表社員　嶋守　勇人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年八月一日であり組織変更後の商号は株式会社フルダテ測建とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十八日
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南二丁目一番地一二
合同会社フルダテ測建
代表社員　古舘　直人

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。
令和八年六月十八日
千葉県香取市仁良五〇〇番地
農事組合法人仁良ＷＣＳ
理事　平山　芳治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十八日
東京都千代田区九段南一―五―六りそな九段ビル五階ＫＳフロア
ＴＫ合同会社
代表社員　高原　克弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十八日
東京都府中市分梅町三丁目一六番四一号
合同会社ＫｉＴ
代表社員　石井　孔人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十八日
東京都世田谷区船橋二丁目四番二五号
合同会社ＫＰＭ
代表社員　加瀬　恵一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十八日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ
HUE Prismatica inc.合同会社
代表社員　山﨑　大喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十八日
東京都世田谷区岡本三丁目二四番一五号
Ｍ＆Ｙ合同会社
代表社員　山田　正大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十八日
東京都新宿区西新宿七丁目五番九―一二〇八号
アライン合同会社
代表社員　野呂　駿介

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年八月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十八日
北海道釧路市大楽毛五丁目五番二三号
（甲）合同会社友愛
代表社員　髙橋　友美
北海道釧路市昭和中央二丁目二一番一三号
（乙）合同会社ばとん
代表社員　二階堂允昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一二二頁（号外第一三〇号）

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十八日

東京都港区六本木三丁目一六番一二号六本木ＫＳビル五Ｆ

ＴＳＭ合同会社

代表社員　塚本　悠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十八日

三重県津市稲葉町三一七番地三

合同会社アシスト

代表社員　井上　嘉浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十八日

滋賀県栗東市綣三丁目一五―一九サンロイヤル栗東四〇六

日本画像診断合同会社

代表社員　高木　海

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十八日

大阪市西成区鶴見橋二丁目一二―三〇

合同会社６８６８フード

代表社員　チャン　バ　ミン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十八日

岡山市中区平井五丁目二番四七―四号

大空設備合同会社

代表社員　藤井　大希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十一日

掲載頁　一一三頁（号外第一二九号）

令和八年六月十八日

東京都千代田区内神田二丁目七番九号

株式会社コイックス

代表取締役　長谷川隆一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千九百九十九万九千八百七十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　九十頁（号外第一一〇号）

令和八年六月十八日

京都市中京区壬生坊城町一番地の一

ランゲート株式会社

代表取締役　大中　忠生

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月三十一日を効力発生日とするレワード株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月十八日

静岡県浜松市中央区新橋町二五八八番地

株式会社ＲＤホールディングス

代表取締役　池谷　幸靖

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月三日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二〇〇株を四〇〇、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月十八日

静岡県静岡市駿河区南町一一番一号

株式会社ムーブ

代表取締役　加藤　友憲

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年七月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年六月十八日

東京都千代田区神田小川町二丁目四番地一七大宮第一ビル五階

ダイバーブリッジパートナーズ株式会社

代表取締役　岡　政義

訂正公告

令和八年五月十八日掲載の松山地方法務局宇和島支局に係る工場財団公告中、「工作物、藤蔵、器具を追加する」とあるは「藤蔵、器具を追加する」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十八日

松山地方法務局宇和島支局

訂正公告

令和八年六月十六日（号外第一三二号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「資本金の額を九千万円減少し五百万円とする」とあるは「資本金の額を九千万円減少し五千万円とする」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十八日

東京都渋谷区宇田川町二番一―一一二一号

株式会社ＨＡ・ＲＵ

代表取締役　井上　勝

取消公告

令和八年六月十一日（号外第一二九号）掲載の決算公告（枠組）は取消します。

令和八年六月十八日

東京都港区港南二丁目一五番一号

蝶理ＧＬＥＸ株式会社

代表取締役　森　信郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
九二	四	終りから一一	静岡県豊見城市	静岡県那覇市
一〇二	一	一一	金沢区六番町３丁目	金沢区六番３丁目

（原稿誤り）

令和八年（家）第四〇一四八号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

令和八年五月一日官庁報告欄法務省告示配第七十六号（日本国に帰化を許可する件）